

旧定率法又は定率法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十六(二)

令六・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1							
	取得年月								
	事業の用に供した年								
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円外	円外	円
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8							
	差引取得価額	9							
	(7)-(8)								
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10							
	期末現在の積立金の額	11							
	積立金の期中取崩額	12							
	差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△				
	(10)-(11)-(12)								
	損金に計上した当期償却額	14							
償却額計算の基礎となる額	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	外	
	合計	16							
	(13)+(14)+(15)								
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17							
	償却額計算の基礎となる金額	18							
	(16)-(17)								
	平成19年3月31日以前取得の場合	19							
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$								
	旧定率法の償却率	20							
	算出償却額	21		円	円	円	円	円	円
(16)×(19)									
増加償却額	22								
(21)×割増率									
計	23								
(22)+(23)又は(18)-(19)									
平成19年4月1日以後取得の場合	24								
算出償却額									
(19)-1円× $\frac{5}{60}$									
定率法の償却率	25								
調整前償却額	26								
(18)×(25)									
保証率	27								
償却保証率	28								
(9)×(27)									
改定取得価額	29								
(26)×(28)									
改定償却率	30								
改定償却額	31								
(29)×(30)									
増加償却額	32								
(26)又は(31)×割増率									
計	33								
(26)又は(31)+(32)									
当期分の普通償却限度額等	34								
(23)、(24)又は(33)									
特別償却限度額	35								
租税特別措置法適用条件									
特別償却限度額	36								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37								
合計	38								
(34)+(36)+(37)									
当期償却額	39								
償却不足額	40								
(38)-(39)									
償却超過額	41								
(39)-(38)									
前期からの繰越額	42								
当期償却不足によるもの	43								
当期取崩しによるもの	44								
差引合計翌期への繰越額	45								
(41)+(42)-(43)-(44)									
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46								
((40)-(43))と(36)-(37)のうち少ない金額									
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47								
差引翌期への繰越額	48								
(46)-(47)									
翌期への繰越額の内訳	49								
当期分不足額	50								
格別再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	51								
((40)-(43))と(36)のうち少ない金額									
備考									

【No.76】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.77】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。
 (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
 (2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置）
 (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
 (4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）
 (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却
 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（中小規模法人に係る適用要件の緩和措置）

【No.78】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.79】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.4】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。